平成28年 かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成28年9月6日	(水曜日)	午前1	盟	\triangle

1番	櫻	井	繁	行	君	9番	小木	公﨑		誠	君
2番	宮	嶋		謙	君	10番	加	固	豊	治	君
3番	設	楽	健	夫	君	11番	佐	藤	文	雄	君
4番	来	栖	丈	治	君	12番	中	根	光	男	君
5番	Ш	村	成	\equiv	君	13番	鈴	木	良	道	君
6番	岡	﨑		勉	君	14番	小屋	区野	定	信	君
7番	田	谷	文	子	君	15番	矢	口	龍	人	君
8番	古	橋	智	樹	君	16番	藤	井	裕	_	君

欠席議員 な し

出席説明者

市	長	坪	井		透	君	環境経済部長	田	﨑		清	君
副市	長	横	瀬	典	生	君	土木部長	渡	辺	泰	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
教 育	長	大	Щ	隆	雄	君	上下水道部長	堀	П	家	明	君
理	事	西	Щ		正	君	会計管理者	Щ	本	高	光	君
理	事	板	垣	英	明	君	教 育 部 長	飯	田	泰	寛	君
市長公室	長	木	村	義	雄	君	消 防 長	井	坂	沢	守	君
総 務 部	長	小木	公塚	隆	雄	君	農業委員会事務局長	高	田		忠	君
市民部	長	根	本	_	良	君	代表監査委員	瀧ク	ア﨑	洋	之	君
保健福祉音	『長	金	田	克	彦	君						

出席議会事務局職員

議会事務局	局	長	櫻	井		清
IJ	補	佐	神	野		厚
"	係	長	小	池	陽	子
JJ	係	長	斖	藤	邦	彦

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 5号 平成27年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率

について

- 報告第 6号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第67号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第68号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第69号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
 - 議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する 条例の制定について
 - 議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)
 - 議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について
 - 議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更について
 - 議案第64号 市道路線の変更について
 - 議案第65号 市道路線の変更について
 - 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
 - 議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
 - 議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
 - 議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
 - 議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
 - 議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認

定について

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

- 1. 本日の会議に付した事件
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 平成27年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について
 - 報告第 6号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第67号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第68号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第69号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
 - 議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する 条例の制定について
 - 議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)
 - 議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について
 - 議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更について
 - 議案第64号 市道路線の変更について
 - 議案第65号 市道路線の変更について
 - 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第56号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
 - 議案第57号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について

- 議案第58号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議案第59号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議案第60号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認 定について

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時00分

〇議長 (藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成28年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

〇議長 (藤井裕一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番 中根光男君、13番 鈴木 良道君、14番 小座野定信君、以上3名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

〇議長 (藤井裕一君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月23日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、平成28年第2回定例会で報告いたしました後に、議長、副議長が出席しました会議等については、お手元に配付してあります議長行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付してあります委員会活

動状況一覧表のとおりであります。

次に、閉会中に文教厚生委員会及び産業建設委員会において視察研修が実施されましたので、 その調査結果について順次、委員長の報告を求めます。

まず初めに、文教厚生委員会委員長 岡﨑 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡﨑 勉君登壇]

〇文教厚生委員会委員長(岡﨑 勉君)

おはようございます。

報告させていただきます。

文教厚生委員会は、平成28年7月17日に、福祉行政に関する事項の調査として介護予防、日常 生活支援相互事業の取り組みついて等に対する県内で積極的に事業を展開しております利根町及 び牛久市を視察いたしました。ご報告申し上げます。

視察いたしましたそれぞれの自治体では、行政が中心となり地域の特性に応じたサービスを提供し、要支援者の多様なニーズに対応するための支援体制が構築されておりました。高齢者の社会的な活動への参加は、高齢者自身の生きがいとなり、さらには介護予防等にもつながります。また、多様な集いの場として、生活支援の体制づくりを実施することで、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるという効果が大いに期待されます。本市におきましても、今後ますます高齢化が進む中、平成29年4月の事業実施に向けて、地域に根差した住民主体の多様なサービス支援や、バランスのとれた介護予防の取り組みの実施に向けた支援体制の構築を進めていくべきだと強く感じました。

なお、調査の内容経過につきましては、委員会会議録及び活動事業報告書をごらんいただきた いと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長の報告を終わります。

〇議長 (藤井裕一君)

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[產業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

〇産業建設委員会委員長 (矢口龍人君)

本委員会は、平成28年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査事項について、平成28年7月12日から13日までの2日間に視察研修を実施したのでご報告申し上げます。

研修1日目につきましては、長野県上田市において農業、商業、観光関連施設を視察し、また、 長野県岡谷市諏訪湖周辺の自転車道の状況を視察いたしました。

研修2日目につきましては、長野県伊那市に公共下水道と農業集落排水の接続事例を視察研修いたしました。参加した委員からは、農業集落排水事業は処理場の年間のメンテナンスコストが非常に大きいウエートを占めているので、本市においても公共下水道に農業集落排水が一日も早く接続をして、メンテナンスコストの低減が図れるよう下水道事業の運営に役立てればよいと。また、視察研修した自治体の下水道行政に関する状況や改善点、課題点を知ることができ、大変勉強になりました。との意見がありました。

委員会の調査の内容、経過につきましては、委員会会議録を配付しておりますので、ごらんお

きいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

〇議長 (藤井裕一君)

以上で、文教厚生委員会及び産業建設委員会の委員長報告が終わりました。

次に、平成28年第2回定例会以降に受理いたしました請願第3号 教育予算の拡充を求める請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり文教厚生委員会に付託をいたします。

次に、平成28年第2回定例会以降に3件の陳情を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ごらんおき願います。

次に、平成28年第2回定例会会議録をお手元に配付しておきました。

次に、総務委員会、文教厚生委員会及び産業建設委員会並びに平成28年第2回定例会議案審査 特別委員会から会議録の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ごら んおき願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年4月分ないし7月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。なお、監査資料その他関係書類等は議会事務局に保管しておりますので、ごらんおき願います。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第5号及び報告第6号

〇議長 (藤井裕一君)

日程第3、報告第5号 平成27年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第6号 専決処分事項の報告についての2件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

「市長 坪井 透君登壇]

〇市長(坪井 透君)

平成28年第3回定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、ご報告とご挨拶を申し上げます。

6月5日に梅雨入りいたしましたが、期間中の降水量は例年に比べ少ない状況でありました。しかし、その後の台風7号の接近や茨城県を直撃した台風9号では、倒木により市内1,600戸で停電が発生し、市民生活に影響があったほか、農作物の被害も大きなものとなりました。農作物の被害につきましては、暴風雨により本市の代表農産物であります梨やクリ、ブドウ、レンコンなどへの被害が発生をいたしております。県やJA土浦などの関係機関とも連携を密にしながら、その対応を進めてまいりたいというふうに考えております。また一方で、これまでどおり味覚の秋には、かすみがうら市のフルーツを消費者、観光客の皆さんに十分楽しんでいただけるよう、積極的な情報発信に努めてまいります。

8月5日に開会したリオデジャネイロオリンピックでは、日本選手団の活躍がめじろ押しでした。その姿は、国民に大きな感動と勇気を与えてくれました。インタビューで必ず、選手一人一

人が国民の大きな声援が背中を押してくれた、謙虚な姿勢で感謝の言葉を述べており、まさに日本選手団と国民が一致団結した結果であると思っております。パラリンピックでも、現地時間であすの7日に開会されます自転車競技では、本市の代表的な企業であります、日立建機に所属をいたします藤田征樹選手が出場いたします。北京、ロンドンの2大会では銀と銅メダルを獲得し、リオデジャネイロでは金メダルを期待するところであります。

2020年の東京オリンピックのカウントダウンが始まりました。私の市長日記でもご案内しているとおり、これまで世界大会や国内の全国大会で活躍されている若い世代の方々が、日ごろの鍛錬の成果を報告に来てくれております。その言葉の中には、東京オリンピックを目指すと力強く宣言をしてくれています。4年後、さらにたくましくなった姿を見せてくれることを大いに期待しているところであります。

8月19日、石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会の総会が開催されました。この協議会は、合併前の旧町の時代から設立をされており、行政界のインフラ整備を相互連携して取り組むものであります。人口減少社会を迎え、より多角で効率の高い行政を展開するためには、隣接の自治体と連携を図りながら、お互いをカバーし合うことも有効な手法であります。議題では、災害拠点病院の位置づけのある土浦協同病院までの広域幹線道路、2ルートの整備が提案をされ、ルートの検討や地域との協議など、両市の将来発展のための大きな課題に積極的に取り組んでまいります。

9月3日から4日には、西武筑波百貨店1階フロアにおきまして、「かすみがうら湖の幸」と題して、市の魅力度と消費拡大を目的にプロモーション活動を行いました。今回の催事では、本市としても初めての試みであり、西武筑波店や筑波銀行、かすみがうら水産加工組合からご協力をいただき、ワカサギやシラウオなどのつくだ煮のPRと販売を行うほか、市の観光PRをさせていただきました。今後の予定といたしましては、10月には産業能率大学の学生とともに目黒区自由が丘商店街の女神まつりに参加し、市の認知度や特産品のPRを積極的に取り組んでまいります。

それでは、上程されました報告案件2件につきまして、議案概要書をもとにご報告を申し上げます。

議案概要書1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第5号 平成27年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し、ご報告をいたします。内容といたしましては、健全化判断比率においては実質赤字とはならず、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っている状況です。また、資金不足比率におきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、いずれにおきましても資金不足はありませんでした。

2ページをごらんいただきたいと思います。

報告第6号 専決処分事項の報告につきましては、公用車に係る物損事故の和解で、本年7月12日に、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

以上で、報告が終わりました。

日程第 4 議案第67号ないし議案第69号

〇議長 (藤井裕一君)

日程第4、議案第67号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第69号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての3件を会議規則第35条の規定 により一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

「市長 坪井 透君登壇〕

〇市長(坪井 透君)

霞ヶ浦地区小学校の統廃合において、美並小学校が統合校の一つになることから、質的な改善や児童数の増加に対応するため、校舎の増築、プール改築等の工事を進めてきたものであります。しかし、工事過程の中で、2度にわたる設計の計上漏れの判明や、プール改築工事の整備を進める上で、特定財源の過充当による繰上償還が発生したことについて、管理監督上の責任者として私を初め、副市長、教育長の給与の減額を行うものであります。改めて市民の皆様や議員の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、再チェック体制や精度を高めた事務を遂行するよう、職員とともに信頼回復に努めてまいる所存であります。

それでは、ただいま上程されました議案第67号から議案第69号までの3議案につきまして、提 案の理由を追加で提出させていただきました。議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第67号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、市長としての管理監督上の責任を明らかにするため、平成28年10月1日から3カ月間、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするため、新たに条例を制定するものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

議案第68号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、副市長としての管理監督上の責任を明らかにするため、平成28年10月1日から2カ月間、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするため、新たに条例を制定するものであります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第69号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、教育委員会所管としての責任を明らかにするため、平成28年10月1日から2カ月間、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするため、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを 申し上げます。

以上で、説明が終わりました。 これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

議案第67号から68号、69号と、これ、関連していますが、これ、1議案ずつ質問ということになりますか。はい。

それでは、67号、市長の給料の減額、3カ月10%減額ということになりますが、きょう突然追加議案になったんです。なぜ突然なのか。追加議案になったのかということです。これはもう既に監査委員からも指摘を受けております。まず、きょう追加議案になった経過についてお答えできますか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長坪井透君。

〇市長(坪井 透君)

なぜ追加になったかというようなことでお答えを申し上げたいと思います。

先ほども提案理由の中でご説明申し上げましたが、美並小学校の統合工事の中で増築校舎の2度にわたる設計計上漏れに対しましては、議会からの附帯決議、あるいはまた市民の皆様から、請願書等が出されたところでございます。私としましては、これらの事案につきましては一連の事務に対する検証、再発防止につきまして監査委員さん、あるいはまた、検証第三者委員会におきまして設置をいただきまして、検証いただいたところでございます。そうした中で、今回、それからプールの改築等の整備を進める上で、特定財源の過充当による繰上償還等が発生もいたしました。そういったことが一連の事務として9月1日に全て、水戸の財務事務所にも報告もいたしまして、終了したと、そういうところもございます。それから、そんなこともございまして、今回の議会に当たりまして、先議でお願いをして一区切りを決めたい、つけたいと、そういう思いで今回提案をさせていただいたところでございます。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

明確じゃないんですけれども、今9月1日に県ですか、どこですか。その9月1日に云々かんぬんというのが、よく意味がわかりません。つまり、追加提案になったのは9月1日を起点にして判断をしたということなんじゃないかと思うのですが、その9月1日の意味がよくわかりませんが。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

特定財源の繰上償還等につきまして、水戸の財務事務所のほうに提出をして、一つの区切りがついたというようなことが、9月1日でございます。そういった一連の事務処理作業が終了いたしましたので、その区切りの中で今回、提案をさせていただいたものでございます。

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

繰上償還については、本来であれば県の教育長ですか、そちらのほうにも責任があるというふうに私は前にも指摘しておりますが、そういう意味では水戸の財務局というのは県庁のことを指しているのですか。県庁にある場所を指しているのでしょうか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長公室長 木村義雄君。

〇市長公室長 (木村義雄君)

ただいまのご質問の中で、水戸財務事務所、財務省の茨城県の財務事務所というふうにご理解をいただきたいと思います。一連その財政融資資金の貸し付け等の繰上償還ということで、第2回の定例会の中でも議案として提案をさせていただきました。その支払いの手続が9月1日で完了したということでありますので、市長の9月1日の答弁というのはそういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

それでは、次に、今回10%、3カ月というふうになっておりますが、その数値的な根拠、これはどこかの例を倣っているんですか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

基本的には、管理監督上の政治的な責任であり、政治的な決断ということで、私のほうで決断をさせていただきました。また、その前提として少し以前の状況も担当に調べてもらった経緯もございます。

以上でございます。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

前に、インドの湖沼会議のときに、私以外にお土産品を配ったということが指摘されて10%削減しましたよね。そういうこともありますが、この3カ月というのがどこに根拠があるのかがよくわからないのですが。本来であれば半年とか、そういうことは考えなかったのでしょうか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

この数字につきましては、さまざまな議論があろうかと思いますが、私は今回の事務処理の修正におきまして、私の管理監督上の責任として3カ月、10%が適当であるというような判断の中で提案をさせていただきました。

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

それでは、もう一つです。監査委員の指摘では、契約の事務処理等について行政監査結果、この意見を十分に検討して適正かつ厳正な事務処理が求められたいということと同時に、職務専念の意識の欠如による結果だと。職員の意識の向上、事務執行体制の強化ということが書いてあるのですが、私は市長は責任をとるというのはわかります。ただ、担当部の部長とか、また、担当職員、これに対してはどのような処置というか、考えていらっしゃるのでしょうか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

職員の処分につきましてお答えを申し上げます。

今回の繰上償還につきましては、不適正な事務処理と管理監督責任について、事業所管理部署、 それから記載管理部署の関係職員に対しまして矯正措置を行いました。また、設計ミスに関しま しても工事所管部署並びに検査担当部署の関係職員に対しまして、行政監査及び第三者検証委員 会の報告を踏まえまして、十分に注意をするとともに速やかに改善策が実行できるよう、私から 訓示を行ったところでございます。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

訓示を行ったということだけだというふうに理解してよろしいですか。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

行政措置を行いました。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

行政措置ですか。ちょっと正確にもう一回言ってください。

〇議長 (藤井裕一君)

市長 坪井 透君。

〇市長(坪井 透君)

失礼しました。矯正措置を行ったところでございます。直すという意味でございます。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

直す。矯正ですね。矯正措置というのはどういう内容なんですか。

〇議長 (藤井裕一君)

総務部長 小松塚隆雄君。

〇総務部長 (小松塚隆雄君)

矯正措置のご質問にお答えをいたします。

本市の矯正措置につきましては、訓告、厳重注意、文書注意、口頭注意がございます。

〇議長 (藤井裕一君)

11番 佐藤文雄君。

〇11番(佐藤文雄君)

訓告とかそういうのがありますが、どれに当てはまったのですか。それを教えていただけますか。具体的に。

〇議長 (藤井裕一君)

総務部長 小松塚隆雄君。

〇総務部長(小松塚降雄君)

職員に対する処分を公表する際には、市職員の懲戒処分の公表に関する基準というのがございまして、この規程で職務上の行為については、懲戒処分を対象としております。そのため、今回は矯正措置でございますので、職員個々の矯正措置の内容については公表を控えさせていただきたいと思います。

ただ、今申し上げましたような訓告、厳重注意、文書注意、口頭注意、これらの矯正措置を関係職員に対して行ったということでご理解をいただきたいと思います。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし議案第69号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決されました。 これより議案第68号に対する討論を行います。 討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決されました。 これより議案第69号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第45号ないし議案第54号及び議案第62号ないし議案第66号

〇議長 (藤井裕一君)

日程第5、議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定についてないし議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定についてないし議案第66号 市道路線の認定についての15件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 诱君。

[市長 坪井 透君登壇]

〇市長(坪井 透君)

ただいま上程されました条例議案6件、予算議案4件、その他の議案5件につきまして、順次 議案概要書及び議案集をもとにご説明を申し上げます。

議案概要書3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、 郷土資料館を博物館法に基づく博物館とするため、新たに条例を制定するものであります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、かすみがう

ら市税条例等の一部を改正するものであります。

改正する主な点につきまして申し上げます。

1点目として、個人市民税、法人市民税において増額更正に係る延滞金の計算期間等について 見直しを行うもので、国税におけます延滞税の計算期間等の見直しに準じ、申告した後に増額更 正または修正申告があった場合における延滞金の計算の基礎となります期間等を改正するもので あります。

6ページをお願いをいたします。

2点目として、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例を追加するもので、医療用医薬品からの代替を進める観点から、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に控除対象医薬品を購入した場合の特例措置を設けるものでございます。

3点目として、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律 第8条、第12条、第16条の規定により、特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る所得を分 離課税とするものです。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義 による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、改正を行う ものです。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、歩崎公園ビジターセンターの廃止後に郷土資料館の関連施設として活用することから、所要の改正を行うものです。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、これまで歩崎公園ビジターセンターは、市の観光促進を図るための施設として情報を提供してきておりましたが、新たな観光の情報発信の拠点となる交流センターの開館に伴いまして、これまでの業務を移管することとするため、本条例を廃止するものです。次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に つきましては、郷土資料館を博物館法に基づく博物館とすることから、本条例を廃止するもので す。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳 出それぞれ2億2986万6000円を追加し、総額を173億8393万6000円とするものです。

初めに、歳入につきまして議案集をもとにご説明をさせていただきます。

議案集40ページをごらんいただきたいと思います。

主な内容につきましては、14款国庫支出金ではマイナンバーカード交付に係る事務委任交付金 や、セキュリティ強化対策に伴うシステム改修補助金及び市内社会福祉施設における介護ロボッ ト導入に係る交付金や、学校施設環境改善交付金を計上するものであります。

15款県支出金では、医療福祉費補助金、いわゆるマル福制度の改正に伴う補助金及び雪入ふれあいの里公園内の施設改修に伴う補助金を計上するものであります。

21款市債は、霞ヶ浦中学校に太陽光発電システムを整備するもので、臨時財政対策債は本年度 の発行可能額の確定によるものであります。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

議案概要書にお戻りをいただきまして、11ページから14ページをご参照いただきたいと思います。

歳出の主な内容につきましては、2款総務費では、ビジターセンターや郷土資料館の名称変更に伴う誘導サインの工事費のほか、地方創生事業では、観光DMO事業をさらに広域的に展開するための霞ヶ浦自転車道へのサイン表示に係る委託費及びマイナンバーカードの発行を円滑に促進するため、地方公共団体情報システムに委任するための予算を計上するものであります。

3款民生費では、生活保護費や福祉給付金事業等の事業費の確定に伴う返還金のほか、市内社会福祉施設における介護ロボット導入に係る補助金、医療福祉(マル福制度)では県補助分の制度改正に伴う増額分の予算を計上するほか、健康づくり事業では人間ドック受診者の増加に伴う助成金の予算を計上するものです。また、保育事業においては、私立保育園における保育士の事務負担軽減策として、業務システム導入に係る補助金を予算計上するものです。

4款衛生費では、市及び関係団体との連携を図り、自殺防止の取り組みキャンペーンを行うための経費及び霞台厚生施設組合負担金として新処理施設を整備するため、周辺道路整備の測量委託や、福祉施設解体に係る設計予算を計上するほか、2018年の世界湖沼会議が霞ヶ浦を会場に開催することが決定されておりますので、今年開催のインドネシア、バリ島への出張旅費の予算を計上するものであります。

7款商工費では、雪入ふれあいの里公園内の排水路の修復工事を行うための予算を計上するほか、新たな観光の情報発信の拠点となります交流センターの開館に伴う歩崎公園ビジターセンターの業務を委託するための予算を計上するものです。

10款教育費では、北小学校への生活相談員の配置や、霞ヶ浦中学校への太陽光発電システムの整備、体育施設整備事業では、わかぐり運動公園の防球ネット改修工事に係る予算を計上するものであります。

債務負担行為では、かすみがうら市交流センターの指定管理者を設定し、期間及び限度額を定めるものであります。

地方債の補正では、霞ヶ浦中学校の太陽光発電システム整備事業を追加することと、臨時財政対策債について本年度の発行可能額の確定により、増額をするものであります。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ230万6000円を追加し、総額を56億914万6000円とするものです。内容につきましては、平成27年度の事業費確定に伴う国庫負担金の返還金であります。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、

歳入歳出それぞれ2714万9000円を追加し、総額を33億5694万9000円とするものです。内容につきましては、平成27年度の事業費確定に伴う国庫負担金の返還金であります。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、営業費用212万8000円を追加し、水道事業費の総額を10億1061万円とし、建設改良費42万7000円を追加し、資本的支出の総額を5億5282万5000円とするものです。内容につきましては、人事異動に伴う職員の人件費を増額するものであります。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。

議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定につきましては、施設を管理する指定管理者を選定することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、27ページをごらんいただきたいと思います。

議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更につきましては、新処理施設建設に伴う関連施設の整備及び建設用地を確保する必要が生じたことから、老人福祉センター白雲荘の施設を廃止するため組合規約の一部を変更するものです。

次に、28ページから31ページをご参照いただきたいと思います。

議案第64号及び議案第65号 市道路線の変更につきましては、市道の用途廃止申請に伴い、2 路線の一部を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

次に、32ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号 市道路線の認定につきましては、開発行為により造成されました路線を市道として認定するため、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを 申し上げます。

〇議長 (藤井裕一君)

以上で、説明が終わりました。

日程第 6 議案第55号ないし議案第61号

〇議長 (藤井裕一君)

日程第6、議案第55号 平成27年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてない し議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての7 件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

「市長 坪井 诱君登壇〕

〇市長(坪井 透君)

ただいま上程されました議案第55号から議案第61号までの決算議案7件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案概要書18ページから23ページをご参照いただきたいと思います。

平成27年度かすみがうら市一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の認定につきましては、地方 自治法第233条第3項の規定により、平成27年度各会計の歳入歳出決算について監査委員の意見 を付し、議会の認定をお願いするものです。

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。

議案第61号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度の水道事業会計未処分利益剰余金のうち、当年度純利益を減債基金に積み立て、残金を繰り越すことについて議会の議決をお願いするとともに、同法第30条第4項の規定によりまして、平成27年度の水道事業会計決算について監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを 申し上げます。

〇議長 (藤井裕一君)

以上で、説明が終わりました。

次に、ただいま議題となっている議案第55号ないし議案第61号については、監査委員から提出 されました審査意見書が付されておりますので、決算審査の結果について監査委員の報告を求め ます。

代表監査委員 瀧ケ﨑洋之君。

[代表監査委員 瀧ケ﨑洋之君登壇]

〇代表監査委員 (瀧ケ﨑洋之君)

議案第55号ないし第61号につきまして、決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、平成27年度の決算審査を実施いたしました。

審査の対象は、平成27年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金であります。

審査の結果でありますが、審査に付されました各会計決算書等は関係法令に準拠して調製されており、計数は正確でありました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って適正に執行されていると認められました。そのほか基金につきましても、適正に管理運用されており、その計数は正確でありました。

なお、詳細につきましては、別添意見書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、決算審査報告を終わります。

〇議長 (藤井裕一君)

以上で、報告が終わりました。

お諮りをいたします。

日程第5及び日程第6の各議案に対する質疑は、会期第7日目の9月12日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

〇議長 (藤井裕一君)

日程第7、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

委員会条例第6条の規定により、今期定例会に上程されております議案第55号を審査するため、 7名の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

委員会条例第6条の規定により、今期定例会に上程されております議案第56号ないし議案第61号を審査するため、7名の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (藤井裕一君)

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会を 開催し、委員の選出を行ってください。

総務委員会は全員協議会室で、文教厚生委員会は第1委員会室で、産業建設委員会は第2委員 会室でそれぞれ委員会を開催してください。

なお、委員会終了後、議場にお集まりをください。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時16分

〇議長 (藤井裕一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、 11番 佐藤文雄君、8番 古橋智樹君、5番 川村成二君、4番 来栖丈治君、3番 設楽健夫 君、2番 宮嶋 謙君、1番 櫻井繁行君、以上7名を指名いたします。

次に、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条 第1項の規定により、15番 矢口龍人君、14番 小座野定信君、13番 鈴木良道君、10番 加固 豊治君、9番 小松﨑 誠君、7番 田谷文子君、6番 岡﨑 勉君、以上7名を指名いたしま す。

これより一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を開

催し、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時17分

〇議長 (藤井裕一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算審査特別委員会は第1委員会室、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は 第2委員会室でそれぞれ委員会を開催してください。

なお、委員会終了後、議場にお集まりをください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時38分

〇議長 (藤井裕一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に おいて正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、報告をいたしま す。

お手元に配付しました名簿のとおり、一般会計決算審査特別委員会委員長に来栖丈治君、副委員長に櫻井繁行君、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に小松崎 誠君、副委員長に田谷文子君、以上のとおり当選されました旨報告がありました。

〇議長 (藤井裕一君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月7日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時40分